

議案第4号 公益社団法人北海道社会福祉士会会員の入会及び退会に関する規則の一部改正について

(提案理由) 定款第8条第2項に規定する会員の任意退会の際の所定の手続きについて定めるため、会員の入会及び退会に関する規則の一部を改正しようとするもの。

公益社団法人北海道社会福祉士会会員の入会及び退会に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p style="text-align: center;">公益社団法人北海道社会福祉士会会員の 入会及び退会に関する規則</p> <p style="text-align: right;">規則第1号 2013年4月1日制定 2015年6月6日一部改正</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(正会員の退会申込)</p> <p>第4条 <u>本会</u> の退会は、退会届 (第3号様式) により行う。</p> <p><u>2 本会定款第8条第2項に規定する所定の手続きは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 会費未納分を精算すること</u></p> <p><u>(2) 成年後見等の受任中である者は、全て後任に引き継ぎを行うこと</u></p> <p><u>(3) 本会に関する事務の引継ぎを行うこと</u></p> <p>第5条～第9条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規則は、2015年6月6日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公益社団法人北海道社会福祉士会会員の 入会及び退会に関する規則</p> <p style="text-align: right;">規則第1号 2013年4月1日制定</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(正会員の退会申込)</p> <p>第4条 <u>本会への退会は、別紙第3号様式による退会申込書によって行われなければならない。</u></p> <p>第5条～第9条 略</p>